

平成22年度

愛知県知的財産活用促進事業費 補助金対象企業

募集案内

愛知県では、知的財産を活用したたくましい中小企業づくりを進めるため、県内中小企業が行う特許等を活用した技術開発に対する補助制度を設けています。

この補助金の対象企業を、以下のとおり募集します。知的財産を活用して新分野に挑戦しようという中小企業の方々の応募をお待ちしています。

●受付期間

平成22年6月7日（月）から平成22年7月9日（金）まで

●応募資格

県内に事業所を有する中小企業者又は県内の法人格を有する中小企業者の団体
（ただし、大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けている企業は除きます。）

●補助内容

□補助対象事業

新事業展開を図るために行う未利用特許（自ら開発・出願したものを含む。）又は愛知県産業技術研究所が開発した技術を活用した、新しいものづくり技術に関する先進的、独創的な初期段階の研究開発で、今後、本格的な研究開発として発展の見込みのあるもの

※単なる機械装置や工具器具等の購入のための申請とみなされるものは、補助の対象とはなりません。

□補助対象経費

ア 研究開発に直接使用する原材料及び副資材の購入に要する経費

イ 研究開発に必要な機械装置又は工具、器具の購入、試作、改良、又は借用に要する経費
（ただし、汎用性があり、研究開発以外に使用できるものは補助対象外とする場合があります。）

ウ 原材料等の再加工や設計等を外注する際に要する経費

エ ソフトウェア開発費（情報通信技術の研究開発を行うものに限ります。）

※補助対象となる経費は、平成22年度中の補助事業に対して、県から正式に交付決定を受けた後、平成23年3月末までに発注、納品、取得したもので、支払い（決済）が現実に行われたものをいいます。また、機械装置等をリース契約で使用する場合は、補助対象期間分のみを按分比例により算出します。

□補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、1件あたり50万円から250万円を限度とします。

ただし、ソフトウェア開発費の補助金額は50万円を限度とします。

（裏面に続く）

●主な条件

- ①補助金の支払いは、補助事業が完了し、実績報告書提出後となりますが、一定の要件を満たした場合、補助事業の完了前に支払うことができます。
- ②補助事業完了の翌年度から5年間、実用化状況報告書を提出していただきます。
- ③補助事業完了の翌年度から5年間は、経理書類を保管する義務があります。
- ④補助事業によって取得した資産については、耐用年数に達するまで、知事の許可なく処分することはできません。
- ⑤補助事業の成果を踏まえ、特許の取得や本格的な研究開発に努めてください。
- ⑥国、県などの地方自治体、財団法人等が実施する他の補助事業に採択された場合は、本補助事業を辞退していただく場合があります。

●提出書類（各1部）

- ・事業計画書（県のホームページからダウンロードできます。）
- ・株主名簿
- ・直近の決算書等の写し（1期分）
- ・補助事業に関する見積書の写し（原材料費、機械装置費、工具・器具費等）
- ・パンフレット又はカタログの写し（機械装置等を購入する場合）

●選考

応募のあった企業に対しヒアリングを行う予定です。
審査会にて選考の上、8月に対象企業を決定する予定です。

●応募方法

上記の提出書類は次の応募先に郵送又は持参してください。
（郵送の場合は締切日ー平成22年7月9日ー必着のこと）

●応募先（問合せ先）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県産業労働部 地域産業課 技術振興・調整グループ 木津・加藤（久）
電 話 052-954-6340
ファクシミリ 052-954-6976
ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000024355.html>
